

近江八幡市告示第187号

近江八幡市建設工事等一般競争入札実施要領を次のように定める。

平成23年8月29日

近江八幡市長 富士谷 英 正

近江八幡市建設工事等一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、近江八幡市が発注する建設工事の請負契約及び業務委託契約（以下「建設工事等」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第116号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、契約ごとに必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札を実施するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令及び近江八幡市契約規則（平成22年近江八幡市規則第61号）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札を実施すべき建設工事等及び入札方式)

第2条 一般競争入札を実施すべき建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、次に掲げるものとする。

建設工事 設計金額が6,000万円以上のもの

業務委託（役務の提供に係る契約を除く。） 設計金額が500万円以上のもの

業務委託のうち役務の提供に係るもの及び前2号に定めるもののほか一般競争入札に付すことが適当と認められるもの

2 対象工事等は、入札前に入札参加申請者の入札参加資格に関する事項を事前に審査する入札（以下「事前審査」という。）、応札直後に入札参加申請者の入札参加資格に関する事項を審査する入札（以下「応札直後の審査」という。）又は入札後に落札候補者（予定価格までの範囲内（最低制限価格を設けたものにあつては、最低制限価格から予定価格までの範囲内）の金額で応札した者をいう。以下同じ。）の入札参加資格に関する事項を審査する入札（以下「事後審査」とい

う。)の方法に区分して入札を行うものとする。

- 3 市長は、前2項の規定による対象工事等及び入札方式を指定するときは、近江八幡市建設工事契約審査会又は業者選定会(以下「契約審査会等」という。)の審議を経て決定するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式による入札の執行については、市長が別に定めるところによるものとする。
(参加要件)

第4条 対象工事等の入札に参加しようとする者(共同企業体として入札に参加しようとするものにあつては、当該共同企業体のすべての構成員)は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

対象工事等の入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

対象工事等の入札に係る公告日前日において、有効な近江八幡市入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者であること。ただし、名簿にない業種等で契約審査会等の審議を経て決定した場合はこの限りでない。

対象工事等の落札決定の日までに、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準(平成22年近江八幡市告示第272号)に基づく停止措置を受けていないこと。

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

対象工事等に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。この場合において、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイいずれかに該当する者とする。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ね

ている建設業者

- 2 対象工事等の入札に参加しようとする者は、対象工事等ごとに次の各号に掲げる要件のうち市長が指定する要件を満たさなければならない。

対象工事等の工事種別に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の総合評定値（P点）が、市長の定める一定の数値以上であること。

対象工事等と同種又は類似の工事の施工実績があること。

対象工事等に配置を予定する現場代理人、主任技術者又は監理技術者若しくは管理技術者等が市長の指定する要件を満たしていること。

名簿における総合数値が市長の定める点数以上であること。

名簿において市長が指定する格付に登録されていること。

市長が指定する区域内に主たる営業所等を有すること。

前各号に掲げるもののほか、対象工事等の特性に応じて市長が必要と認める事項を満たしていること。

（競争参加資格要件の決定）

- 第5条 市長は、対象工事等の入札に参加する者に必要な資格要件について、契約審査会等の審議を経て決定するものとする。

（事前審査による競争入札に係る入札参加手続及び資格要件の審査）

- 第6条 事前審査による競争入札に参加しようとする者は、当該入札の公告で指定する期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第1号。以下「参加申請書」という。）に市長が指定する資料（以下「必要資料」という。）を添えて、管財契約課に提出するものとする。

- 2 事前審査による入札参加資格の審査は、管財契約課が行うものとする。この場合において、契約審査会等の審査は省略することができる。

（応札直後の審査に係る入札参加手続及び資格の審査）

- 第7条 応札直後の審査に係る競争入札に参加しようとする者は、当該入札の入札日に参加申請書に必要資料を添えて、提出するものとする。

- 2 応札直後による競争入札参加資格の審査及び落札者の決定は、入札後直ちに行うものとする。この場合において、入札執行者は、速やかに応札者のうち最低の価格をもって行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）から当該入札の

公告に規定する参加申請書及び必要資料の提出を求めるものとする。

- 3 第一順位の落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査は、入札執行者が行うものとする。この場合において、審査の結果、当該応募者が参加資格を満たしていない場合には、その者のした入札は無効とし、次に低い価格を提示した応募者（以下「次順位の落札候補者」という。）について審査を行うものとし、以後も同様に入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

（事後審査による競争入札に係る入札参加手続及び資格の審査）

第8条 事後審査による競争入札に参加しようとする者は、当該入札の公告で指定する期限までに、参加申請書に必要資料を添えて、管財契約課に提出するものとし、参加申請書を提出した者は、原則として当該入札に参加できるものとする。

- 2 事後審査による競争入札参加資格の審査及び落札者の決定は、入札を終了した後に行うものとする。この場合において、入札執行者は、速やかに落札候補者のうち第一順位の落札候補者に連絡し、当該入札の公告に示す参加申請書及び必要資料その他の提出を求めるものとする。
- 3 確認書類等は、前項の規定により提出を指示した日の翌日から起算して2日（市の休日を除く。）以内に管財契約課に直接持参の方法により提出するものとする。
- 4 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の入札は、無効とする。
- 5 第一順位の落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査は、近江八幡市建設工事契約審査会において審査し、その結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合には、その者のした入札は無効とし、次に低い価格を提示した落札候補者について審査を行うものとする。この場合において、第2項、前項及びこの項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとし、以後も同様に入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

（入札参加資格不適合者の通知等）

第9条 市長は、前3条に規定する資格の審査の結果、入札参加資格が無いと認められた者に対して、期限を定めて当該理由を付して、その旨一般競争入札参加資格確

認結果通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、当該通知には、入札参加資格が無い理由について明示しておくものとする。

- 2 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、別に市長が定める期限までに書面によりその理由について説明を求められることができるものとする。
- 3 市長は、前項の規定により入札参加資格が無い理由について説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

（設計図書の配布等）

第10条 入札に付された対象工事等の仕様書、設計書及び図面等（以下「設計図書等」という。）の配布は、市長が指定した販売店において販売することにより行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、市長が指定する方法で当該入札に係る設計図書等を閲覧又は取得できるものとする。

- 2 設計図書等を取得していない者は、当該入札に参加できないものとする。
- 3 入札に参加しようとする者は、設計図書等について質問をすることができるものとし、質問の方法、期間、回答の方法等は、当該入札の公告等で指定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により質問があった場合は、当該質問に対する回答を掲示その他の方法により閲覧に供するものとする。

（資格審査資料の未返還等）

第11条 申請者から提出された資格審査資料は、返還しない。

- 2 資格審査資料は、その内容を公表しないものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、建設工事等の一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。